

長野市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199条第14項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 7 年 1 月 31 日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	小	泉	栄 正
同	手	塚	秀 樹

措置の通知書

令和 6 年度 随時監査（工事監査・前期）（6 監査第 60 号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
（指摘事項） 1 提出書類の不備について （報告書 3 ページ） 中条住良木青木ケーブル移設工事において、特記仕様書で提出を求めている施工図及び主要ケーブル以外の材料承認資料が受注者から提出されていなかった。 受注者に対し、適正な指導をされたい。 （情報システム課） 2 軽微な変更における対応について （報告書 3 ページ） (1) 1 に記載の工事において、ケーブル移設延長の増工に伴う材料等の軽微な変更について、受注者との協議を行っていなかった。 （情報システム課） (2) 柳原排水機場内管理整備工事において、施設内の除草工面積の減少及び外周フェンス際の除草工面積の増加に伴う軽微な変更について、受注者との協議を行っていなかった。 （農地整備課） 市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。 （意見） 1 道路後退部分の施工について （報告書 3 ページ） (1) 稲田砂田線道路後退線整備工事で設置した排水側溝と民地との間をコンクリート施工した箇所において、10 メートルの未実施区間が確認された。 間詰めコンクリート施工を確実に行うことで道路用地と民地との境が明確となるとともに、今後の道路維持管理が容易となることから、適切な施工に努められたい。 （建築指導課） （道路課）	長野市公共工事関連提出書類一覧に基づく書類の確認と複数の職員による工事の進捗管理を徹底することで改善を図るとともに、受注者に対し、必要書類の確認及び提出の徹底について、口頭指導を行った。 （情報システム課） 市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領の確認と複数の職員による工事の進捗管理を徹底することで改善を図った。 （情報システム課） 当該工事は、軽微な設計変更に該当し、契約変更を行う必要がないと認められる場合は、「市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領」に基づき、受注者と工事施工協議書による協議を行うように担当者会議を開催し周知徹底することで改善を図った。 （農地整備課） コンクリートによる官民界の明示が必要であったと判断し、間詰コンクリートを実施した。（令和 6 年 9 月 14 日施工済） （建築指導課） （道路課）

措置の通知書

令和6年度 随時監査（工事監査・前期）（6 監査第 60 号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
（2）朝陽159号線道路後退線整備工事で整備した拡幅部分の終点と隣接地との接続箇所において、既存道路幅員との差が1メートル、更に段差10センチメートルが生じていた。 拡幅部と未拡幅部の道路形状の変化に伴う通行者の事故防止のため、視線誘導標を設置するなどの安全対策に必要な措置を講じられたい。 （建築指導課） （道路課）	視線誘導標を設置した。（令和6年9月21日施工済） 段差等が生じ通行に支障がある箇所には、適切な措置を講じるよう課内で周知徹底を図った。 （建築指導課） （道路課）